

仕 様 書

1 業務名

南禅寺草川公園 照明灯柱修繕業務

2 業務の目的

劣化により化粧板が落下する危険性がある照明灯柱の修繕

3 履行期間

令和8年6月30日まで

4 履行場所

南禅寺草川公園（左京区南禅寺草川町）

5 業務範囲

別紙 箇所図、写真のとおり

6 業務内容

- (1) 照明灯柱（2基）の両側に取付けられている化粧板（固定バンド含む）を撤去する。
- (2) 化粧板撤去後の固定用ボルト穴（すべて）について、照明灯柱の表面と凹凸がなく、また水が入らないよう処理する（例：パテで埋めるなど）。
 - ※ 処理に使用する素材は、屋外での使用に耐える強度、耐水性、耐候性のあるものとし、事前に施工方法を本市担当職員に確認し了承を得ること。
 - ※ 表面は目立たないように柱と同系色とすること。
- (3) 業務完了後、完了届および写真（着手前、施工中、完成後）を提出する。
- (4) その他
 - ア 照明灯柱に設置されている看板等（照明灯番号プレートおよび注意看板各2枚）については、外して左京土木みどり事務所へ返却すること。
 - イ 化粧枠を撤去した箇所に、腐食等の別途修繕が必要な箇所が発された場合は、市監督職員にその状況を写真を添えて報告すること。

7 支払条件

履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- (1) 修繕に要する材料費、労務費、処分費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含

む。

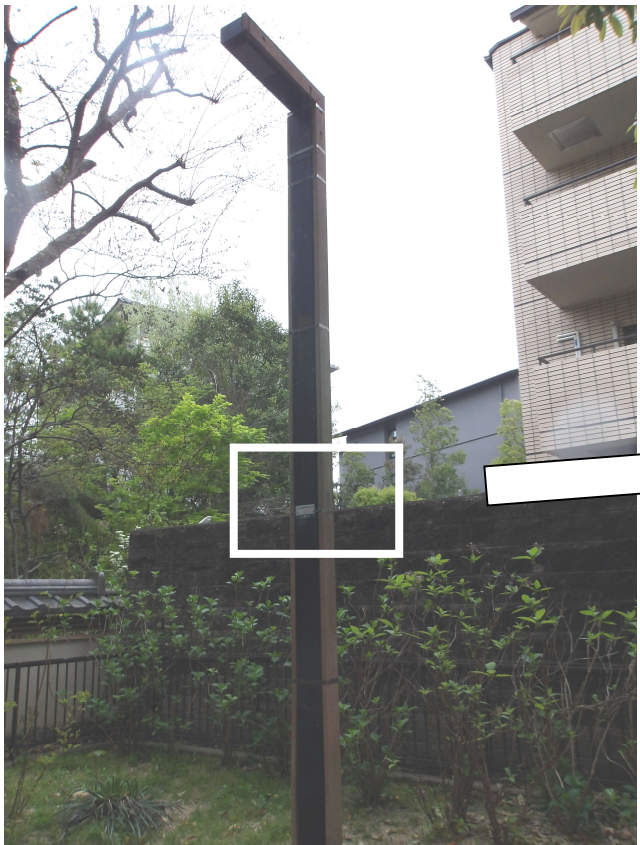
- (2) 撤去した資材等は適切に処分すること。
- (3) 公園利用者及び近隣住民との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- (4) 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (6) 作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

照明灯柱の化粧板撤去 (2基)



化粧板の固定用ボルト穴 (すべて)

照明灯柱の表面と凹凸がなく、また水が入らないよう処理



照明灯番号プレートおよび注意看板 (各2枚)

左京土木みどり事務所へ返却 (固定バンドは返却不要)